



平成 19 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社マルハグループ本社
代 表 者 名 代表取締役社長 五十嵐 勇二
(コード番号 1334 東証第一部)
問 合 せ 先
経営企画本部広報・IRグループ長 川 文 人
(TEL 03-3216-0821)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 27 日開催予定の第 3 期定時株主総会および種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株式会社二チ口との経営統合に伴い商号の変更を行い、経営統合による事業内容の多様化に伴い株式会社二チ口の事業目的を追加するとともに、第二種優先株式の発行に備えて、定款に所要の変更を加えるものです。

また、株主様の便宜を図るため、単元未満株式の買増制度を導入し、種類株主総会の円滑な運営を図るため、種類株主総会における特別決議などの定足数を緩和するとともに、取締役会における監督機能を充実するための選択肢として、役付取締役に「取締役副会長」を追加するものです。

(2) 上記の規定の新設に伴い条数などの変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社マルハグループ本</u> <u>社</u>と称し、英文では <u>MARUHA GROUP INC.</u> と表 示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的 とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社およびこれに相当す る事業を営む外国会社の株式を所有する ことによる当該会社の事業活動の支配お よび管理</p> <p>(1) 漁業および水産養殖業 (2) 水産物の加工、冷凍および売買 (3) 農畜産物の加工、冷凍および売買 (4) 製氷および倉庫業 (5) 嗜好飲料、砂糖類および各種調味料 の製造、加工および売買 (6) 油脂の製造、加工および売買 (7) 船舶用機械器具、船具、漁業用品お よび包装用資材の製造、加工および 売買 (8) 酒類および日用品雑貨の売買 (9) 海上運送業および陸上運送業 (10) 有機肥料および飼料の製造、加工お よび売買 (11) 医薬品および化粧品の製造、加工お よび売買</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社マルハニチロホー</u> <u>ルディングス</u>と称し、英文では <u>Maruha</u> <u>Nichiro Holdings, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的 とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社およびこれに相当す る事業を営む外国会社の株式を所有する ことによる当該会社の事業活動の支配お よび管理</p> <p>(1) 漁業および水産養殖業 (2) 水産物の加工、冷凍および売買 (3) 農畜産物の加工、冷凍および売買 (4) 製氷および倉庫業 (5) 嗜好飲料、砂糖類および各種調味料 の製造、加工および売買 (6) 油脂の製造、加工および売買 (7) 船舶用機械器具、船具、漁業用品、 <u>食品加工機械、包装機械</u>および包装 用資材の製造、加工および売買 (8) 酒類および日用品雑貨の売買 (9) 海上運送業および陸上運送業 (10) 有機肥料および飼料の製造、加工お よび売買 (11) 医薬品および化粧品の製造、加工お よび売買 <u>(12) 毛皮獣の飼育ならびに毛皮製品の製</u> <u>造、加工および売買</u></p>

<p>(12) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</p> <p>(13) 情報処理サービス業</p> <p>(14) 飲食店の経営</p> <p>(15) スーパーマーケットの経営</p> <p>(16) 労働者派遣業</p> <p>2. 経営コンサルティング業</p> <p>3. 貸金業</p> <p>4. 融資、債務の保証、債権買取等の信用供与およびその斡旋</p> <p>5. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、12億株とし、このうち11億7,000万株は普通株式、<u>3,000万株は優先株式とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(条文省略)</p> <p>当社が自己の株式を取得または消却するときは、普通株式または優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の普通株式および優先株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(13) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</p> <p>(14) 情報処理サービス業</p> <p>(15) ホテルおよび飲食店の経営</p> <p>(16) スーパーマーケットの経営</p> <p>(17) 労働者派遣業</p> <p><u>(18) 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務</u></p> <p>2. 経営コンサルティング業</p> <p>3. 貸金業</p> <p>4. 融資、債務の保証、債権買取等の信用供与およびその斡旋</p> <p>5. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、12億株とし、このうち11億7,000万株は普通株式、<u>2,600万株は第一種優先株式、400万株は第二種優先株式とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当社が自己の株式を取得または消却するときは、普通株式または<u>各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の普通株式、<u>第一種優先株式および第二種優先株式</u>の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p>
---	--

<p>第 10 条 ~ 第 11 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 優先株式</p> <p>（優先配当金）</p> <p>第 12 条 当社は、第 47 条に定める金銭による剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。第 3 章では「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき年 20 円を上限として、当該優先株式の発行に際し、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。</p> <p>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。</p> <p>（優先中間配当金）</p> <p>第 13 条 当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。</p>	<p>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第 11 条 ~ 第 12 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 第一種優先株式</p> <p>（第一種優先配当金）</p> <p>第 13 条 当社は、第 48 条に定める金銭による剰余金の配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。第 3 章および第 3 章の 2 では「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式 1 株につき年 20 円を上限として、当該第一種優先株式の発行に際し、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第一種優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。</p> <p>第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて配当を行わない。</p> <p>（第一種優先中間配当金）</p> <p>第 14 条 当社は、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、中間配当を</p>
--	---

<p>(優先配当金の除斥期間) 第14条 第48条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>(優先株主に対する残余財産の分配) 第15条 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。</p> <p>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(優先株式の消却等) 第16条 当会社は、いつでも優先株式を取得し、これを保有し、当該取得価額により消却することができる。</p> <p>前項に基づく優先株式の取得または消却は、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</p> <p>(優先株主の議決権) 第17条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等) 第18条 当会社は、優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>当会社は、優先株主に対し、募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</p>	<p>行わない。</p> <p>(第一種優先配当金の除斥期間) 第15条 第49条の規定は、第一種優先配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>(第一種優先株主に対する残余財産の分配) 第16条 当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円を支払う。</p> <p>第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第一種優先株式の消却等) 第17条 当会社は、いつでも第一種優先株式を取得し、これを保有し、当該取得価額により消却することができる。</p> <p>前項に基づく第一種優先株式の取得または消却は、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</p> <p>(第一種優先株主の議決権) 第18条 第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(第一種優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等) 第19条 当会社は、第一種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>当会社は、第一種優先株主に対し、募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</p>
--	---

(優先株式の取得請求権)

第19条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める当該優先株式を取得することを請求することができる期間(以下「優先株式取得請求期間」という。)中、当会社に対して当該優先株式の取得を請求することができる。その場合、当会社は、当該優先株式1株を取得するのと引換えに当該決議で定める条件で普通株式を交付する。

(優先株式の取得条項)

第20条 当会社は、優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得基準日」という。)をもって取得する。その場合、優先株式1株の払込金相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を当該優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。

(条文省略)

(新設)

(新設)

(第一種優先株式の取得請求権)

第20条 第一種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める当該第一種優先株式を取得することを請求することができる期間(以下「第一種優先株式取得請求期間」という。)中、当会社に対して当該第一種優先株式の取得を請求することができる。その場合、当会社は、当該第一種優先株式1株を取得するのと引換えに当該決議で定める条件で普通株式を交付する。

(第一種優先株式の取得条項)

第21条 当会社は、第一種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった第一種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「第一種優先株式一斉取得基準日」という。)をもって取得する。その場合、第一種優先株式1株の払込金相当額を第一種優先株式一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を当該第一種優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が第一種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。

(現行どおり)

第3章の2 第二種優先株式

(第二種優先配当金)

	<p><u>第21条の2 当社は、第48条に定める剰余金の配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年80円を上限として、当該第二種優先株式の発行に際し、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第二種優先配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>ある事業年度において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。</u></p> <p><u>第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて配当を行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(第二種優先配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第21条の3 第49条の規定は、第二種優先配当金の支払についてこれを準用する。</u></p>
(新設)	<p><u>(第二種優先株主に対する残余財産の分配)</u></p> <p><u>第21条の4 当社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000円を支払う。</u></p> <p><u>第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(第二種優先株主の議決権)</u> <u>第21条の5 第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(第二種優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u> <u>第21条の6 当社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u> <u>当社は、第二種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(第二種優先株式の取得請求権)</u> <u>第21条の7 第二種優先株主は、平成22年9月1日から平成29年8月31日までの間(以下「第二種優先株式取得請求期間」という。)、当社に対して当該第二種優先株式の取得を請求することができる。その場合、当社は、当該第二種優先株式1株を取得するのと引換えに、第二種優先株式取得請求期間の始期の普通株式の時価を基準に当該第二種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める条件で普通株式を交付する。また、当社は、普通株式の交付の条件の修正および調整の方法を、当該決議により定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(第二種優先株式の取得条項)</u> <u>第21条の8 当社は、第二種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった第二種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「第二種</u></p>

<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第21条～第24条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p>	<p><u>優先株式一斉取得基準日」という。)をもって取得する。当社は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、当該第二種優先株式を保有する第二種優先株主に対して、第二種優先株式1株の払込金相当額を、第二種優先株式一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)(以下「第二種優先株式一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、第二種優先株式一斉取得価額が第二種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める下限交付価額を下回る場合には、当該下限交付価額をもって第二種優先株式一斉取得価額とする。</u></p> <p><u>前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。</u></p> <p><u>(優先順位)</u> <u>第21条の9 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第22条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p>
--	---

<p>第25条（条文省略）</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>（種類株主総会）</p> <p>第27条 第23条および第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第28条～第30条（条文省略）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第31条（条文省略）</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第32条～第36条（条文省略）</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第37条～第43条（条文省略）</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第44条～第45条（条文省略）</p> <p>第8章 計 算</p>	<p>第26条（現行どおり）</p> <p>会社法第309条第2項および同法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>（種類株主総会）</p> <p>第28条 第24条、第26条第1項および第27条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>第29条～第31条（現行どおり）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第32条（現行どおり）</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第33条～第37条（現行どおり）</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第38条～第44条（現行どおり）</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第45条～第46条（現行どおり）</p> <p>第8章 計 算</p>
---	--

<p>第46条～第48条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第47条～第49条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>本定款第1条および第2条の変更の効力は、当会社および株式会社ニチ口の株主総会における株式交換契約の承認を条件として、同株式交換の効力発生日をもって生じるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>本附則は、当会社と株式会社ニチ口との株式交換の効力発生日の経過後削除するものとする。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 27 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 27 日（水曜日）

*ただし、定款第1条および第2条の変更の効力は、当社および株式会社ニチ口の株主総会における株式交換契約の承認を条件として、同株式交換の効力発生日（平成 19 年 10 月 1 日（月曜日））をもって生じるものとします。

以上